

2022年9月度 広告相談レポート

1. 相談受付件数・相談者の内訳

9月度の全体の相談受付件数は計81件で、前月度と比較すると24件減（新車関係15件減、中古車関係4件減、その他5件減）、対前年同月比では43件減（新車関係12件減、中古車関係25件減、その他6件減）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約30%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約54%（13件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（15件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約35%（28件）を占めています。

【相談者の内訳・2022年9月】

相談者	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	44	32	5	81
広告代理店	18	5	1	24
メーカー系ディーラー	7	7	1	15
自動車関係団体	8	6	0	14
中古車専門店	1	3	1	5
中古車情報誌社	2	3	2	7
メーカー	7	3	0	10
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	4	0	5

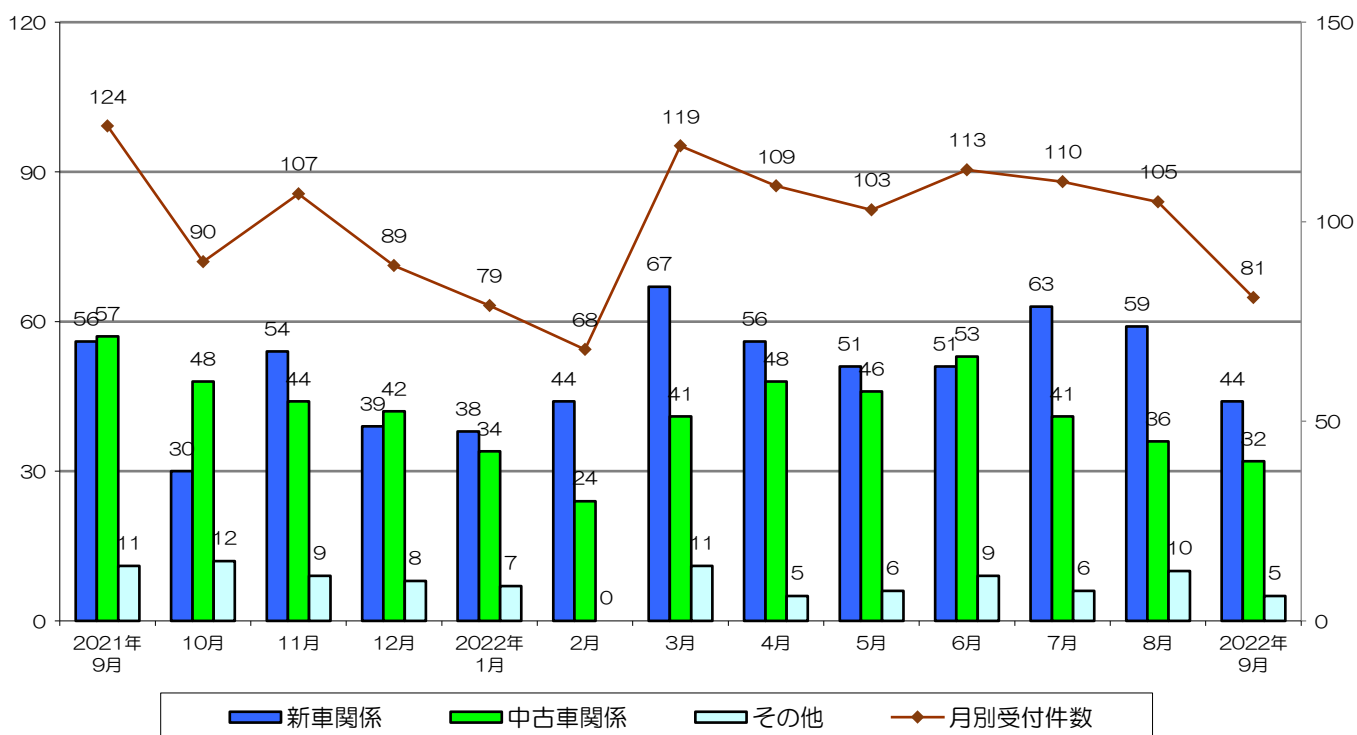


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	3
メーカー系ディーラー	13
中古車専門店	2
その他	6

【相談受付件数の推移・2021年9月～2022年9月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが57.1%、『特定事項』に関する問い合わせが17.1%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約74%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	35	79.5%	その他相談	2	4.5%
景品関係	7	15.9%	合計	44	100.0%

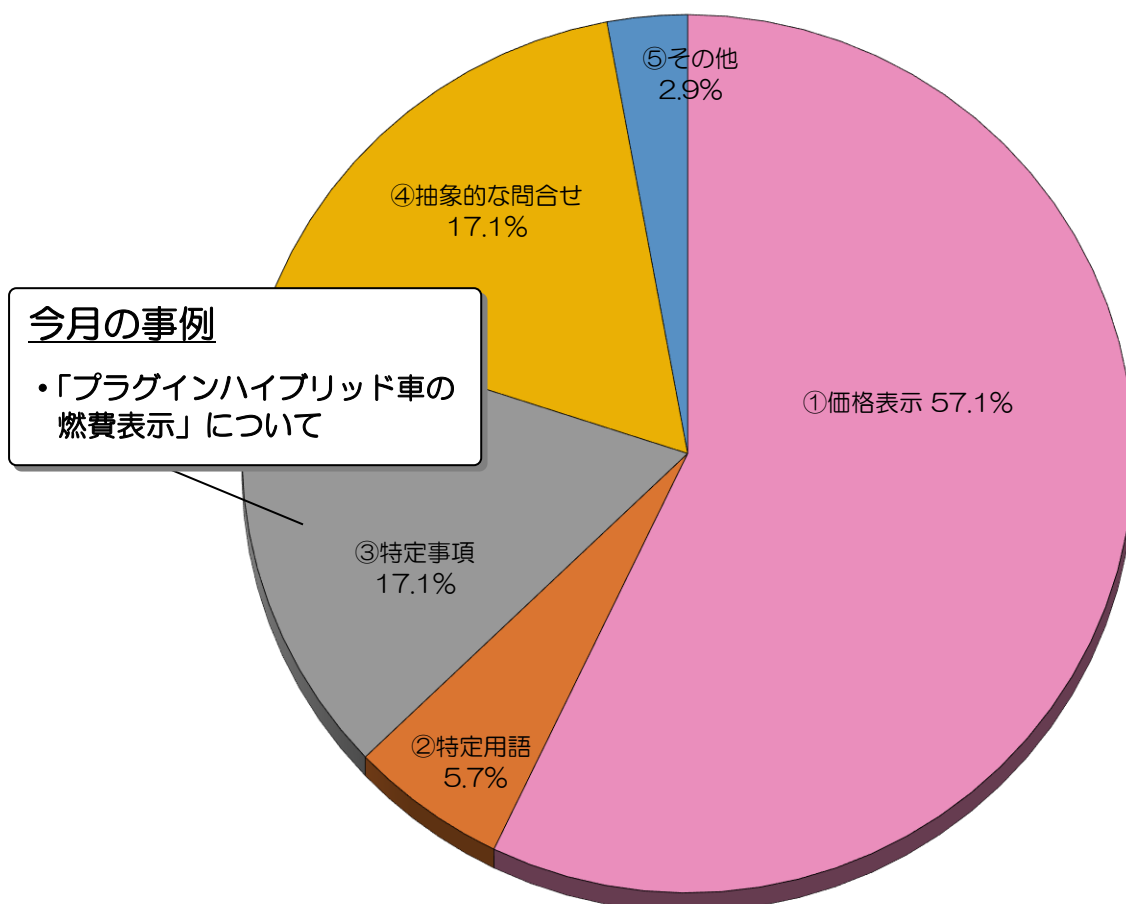
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	20	57.1%	③特定事項	6	17.1%
表示方法	10	28.6%	燃費	3	8.6%
値引き表示	2	5.7%	写真・イラスト	2	5.7%
割賦・リース	8	22.9%	特別仕様・限定	1	2.9%
②特定用語	2	5.7%	④抽象的な問合せ	6	17.1%
最上級	2	5.7%	広告表現の可否	3	8.6%
			企画の可否	3	8.6%
			⑤その他	1	2.9%
			合計	35	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	1	14.3%	オープン懸賞	2	28.6%
一般懸賞(抽選等)	3	42.9%	期間延長	1	14.3%
			合計	7	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「プラグインハイブリッド車の燃費表示」について〕

Q. プラグインハイブリッド車（以下「PHEV車」という。）の燃費を、チラシ広告に表示する際の表示方法を教えてください。

A. PHEV車の燃費をチラシ等の広告に表示する場合は、以下の内容を表示する必要があります。

【表示のポイント】

①燃料消費率（国土交通省審査値） ▶以下の国土交通省審査値を全て表示

- ア. ハイブリッド燃料消費率（km/L） ※「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モード
- イ. 交流電力量消費率（Wh/km） ※「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モード
- ウ. 等価EVレンジ（km）

②「WLTCモード燃料消費率（国土交通省審査値）」である旨 ▶上記①の近接箇所に表示

③以下のモードの説明

WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モード

市街地モード：信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定

郊外モード：信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定

高速道路モード：高速道路等での走行を想定

④燃費に関する付記説明

▷「ハイブリッド燃料消費率、交流電力量消費率及び等価EVレンジは、定められた試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる」旨

●詳細については、AFTC INFORMATION（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車のWLTCモードに基づく燃費の表示方法について）をご確認ください。


ただし、新車に関する施行規則20条第5項（2022年6月30日施行）では、PHEV車について、「インターネット（主要諸元として表示する場合を除く。）及び新聞、雑誌等の広告等に燃料消費率を表示する場合は、『交流電力量消費率』及び『WLTCモードに基づく市街地、郊外及び高速道路の各モードの燃料消費率』の表示を省略することができるものとする」と定めています。

したがって、PHEV車の燃料消費率をチラシ広告等に表示する際、スペース等の関係で、国土交通省審査値を全て表示できない場合は、「ハイブリッド燃料消費率（WLTCのみ）」及び「等価EVレンジ」のみ表示することも可能です。（モードの説明についても「WLTC」のみで可）

【正しい広告表示の例】

前提：新聞・チラシ広告の同一紙面に自動車の一車種・グレードの「ハイブリッド燃料消費率」及び「等価EVレンジ」のみを掲載した表示例

★ スカーレットPHEV が 登場！ ★

<p>ハイブリッド 燃料消費率※1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">WLTCモード</div> <p>国土交通省審査値※2</p> <p>18.2 km/L</p>	<p>EV 走行換算距離 (等価 EV レンジ)※1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">WLTCモード</div> <p>国土交通省審査値※2</p> <p>60.4 km</p>	 <p>Photo：スカーレットPHEV</p>
---	--	--

※1 ハイブリッド燃料消費率、EV 走行換算距離(等価 EV レンジ)は定められた試験結果での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法(急発進、エアコン使用等)に応じて異なります。

※2 WLTC モードとは、市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モードです。

■ 燃料消費率の表示に関する省略規定等、改正規約・規則の詳細については、AFTC INFORMATION（新車・中古車の改正規約・施行規則が認定・承認されました）をご確認ください。

3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが34.6%、『下取・買取関係』に関する問い合わせが15.4%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約50%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	26	81.3%	その他相談	4	12.5%
景品関係	2	6.3%	合計	32	100.0%

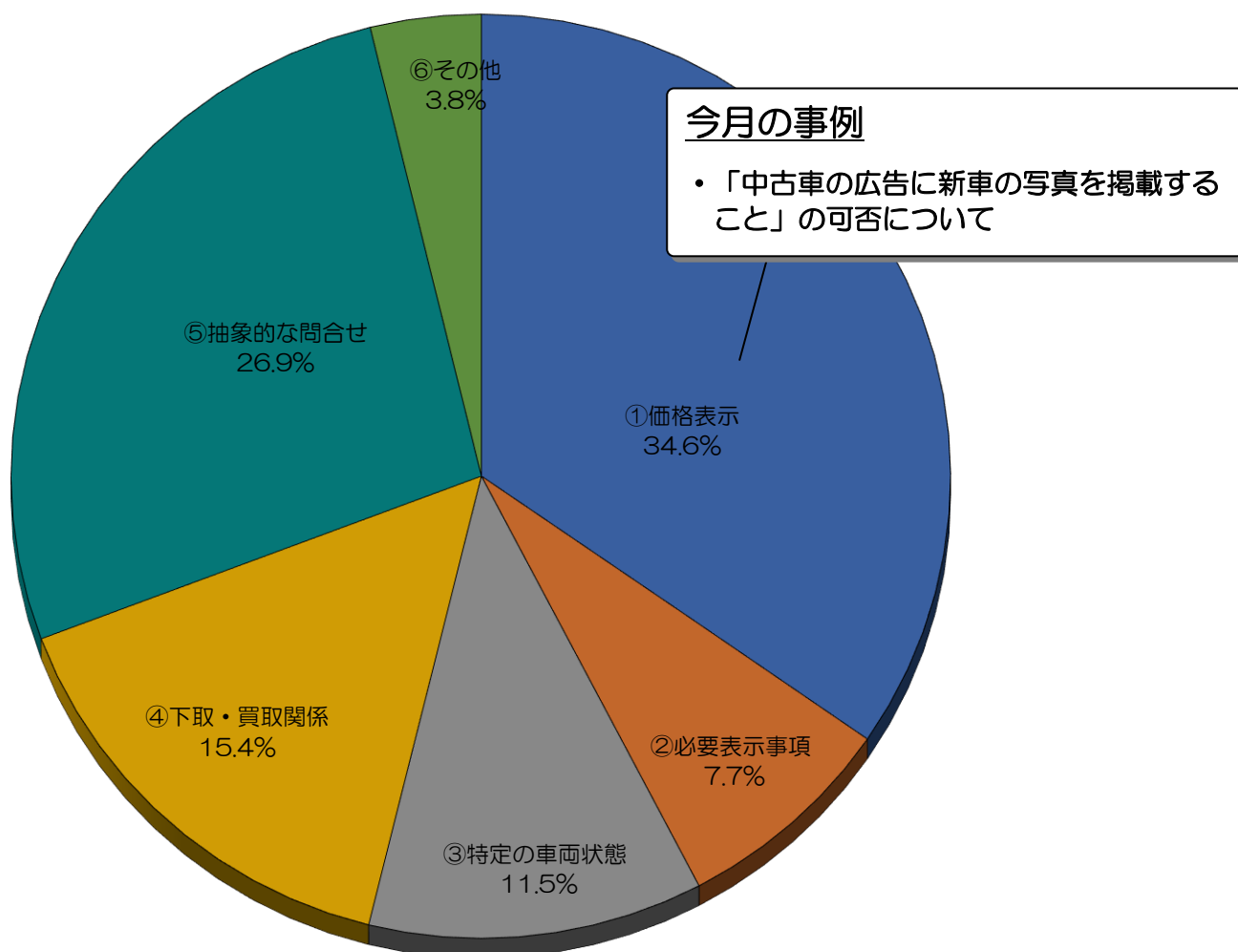
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	9	34.6%	③特定の車両状態	3	11.5%
表示方法	3	11.5%	④下取・買取関係	4	15.4%
値引き表示	1	3.8%	⑤抽象的な問合せ	7	26.9%
支払い総額	5	19.2%	広告表現の可否	3	11.5%
②必要表示事項	2	7.7%	抽象的な問合せ	4	15.4%
車検証の有効期限	1	3.8%	⑥その他	1	3.8%
必要表示事項全般	1	3.8%	合計	26	100.0%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
抽象的な問合せ	2	100.0%	合計	2	100.0%

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「中古車の広告に新車の写真を掲載すること」の可否について〕

Q. 登録済未使用車を広告で紹介する際、実際に販売する車両の写真の代わりに、同車種、同グレードの新車の写真を掲載することを考えていますが、「写真はイメージである」旨を表示すれば、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

前提：新車の写真（同車種、同グレード）を掲載

スカーレット 1.5 S

販売価格 **239.9** 万円

初度登録 R4年 走行 7 km

【登録済未使用車】
検 R7年9月
定期点検整備あり（納車時）
価格に整備費用が含まれています

★写真はイメージで販売する車両の塗色はグリーンとなります。

リサイクル料金預託済 価格には預託金相当額が含まれていない為、別途申し受けます。
登録済未使用車とは.....

【問題点】

販売車両（中古車）と異なる新車の写真が掲載されているため、表示価格で広告掲載車両（新車）を購入できるかのように誤認されるおそれがある

A. 中古車の販売価格と併せて、新車の写真を掲載した場合、規約第13条第1号の規定（※）に違反するとともに、表示した販売価格で、写真の車両（新車）が購入できるかのように誤認されるおそれのある不当表示に該当します。

したがって、中古車の販売価格と併せて写真を掲載する場合は、実際に販売する車両の写真に掲載してください。

※ 規約第13条第1号では、以下のように定められています

中古自動車の写真、イラスト等と販売価格を併用して表示する場合は、その写真、イラスト等に使用する中古自動車の販売価格を表示すること

【正しい広告表示の例】

スカーレット 1.5 S

販売価格 **239.9** 万円

初度登録 R4年 走行 7 km

【登録済未使用車】
グリーン 検 R7年9月
定期点検整備あり（納車時）
価格に整備費用が含まれています

リサイクル料金預託済 価格には預託金相当額が含まれていない為、別途申し受けます。
登録済未使用車とは.....

【表示のポイント】

実際に販売する中古車の写真を表示すること